

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	市の保育理念・保育方針を基に、保育所独自の保育目標を定め、保護者向けに玄関や事務室、各保育室に掲示しています。毎月のおたよりで、市の保育理念と保育所保育目標を掲載しています。また、3月に行われる新年度入所説明会や途中入所説明会、4月の保護者会総会（今年度は中止）において保護者と共有する時間を設けています。職員への周知として、年間保育計画を立てる際に越谷市保育理念と保育所目標を読み合わせ、確認しています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-（1）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	安全チェックリストの使用や安全遊具点検により、安全に遊べる環境かどうか確認しています。今年度は、新型コロナ対策として、①保護者の入室禁止。②送迎の出入口の限定。③保護者には毎日の検温、マスク着用、施設の出入りの際には手指消毒の協力依頼。④児童、職員の毎朝の検温チェック、児童の日中1回の検温チェック。⑤0～2歳児は、登所時等の手洗い。3歳児以上は登所時等の手指消毒。3歳児以上は室内でのマスク着用。⑥保育室は、窓を開け常に換気。⑦3歳児以上の午睡時の布団を、コットに変更。⑧乳児組のおもちゃの毎日の消毒。幼児組のおもちゃの週末消毒。といった取り組みを行っています。また、熱中症対策として、砂場・庭・プールに日よけを設置しています。
I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	地域の中で子育てをしている方には若い核家族など、近くに子育てについて頼れる方がいない場合が多いことが課題となっています。そのため、子育て支援センターでの育児相談やセンター事業、一時預かりの利用を薦めたり、周知活動をしています。地域の子育てを支えていく役割を担っています。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	越谷市では、長期的な第4次越谷市総合振興計画（2011年度から2020年度の10年間）で「伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる」を目標に、基本構想、前期・後期基本計画（5年間ずつ）、実施計画（3か年計画）を立てています。中期的な計画として、越谷市子ども・子育て支援事業計画を策定しており、当保育所ではこれに連動する形で年間計画を策定しています。
I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	越谷市子ども・子育て支援事業計画の基本理念「伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる」に基づき、越谷市保育理念「すべての子どもを健やかで心豊かな子どもに育つよう支えます」を掲げています。そしてそれを基に、当保育所でも保育目標「元気に遊ぶ子」「思いやりのある子」「自分で考えて行動する子」を掲げています。保育所目標は毎月おたよりにも記載しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	年度始めに全体的な計画を策定し、年度末に評価・反省を行っています。年間行事の計画策定を行うとともに、行事ごとの行事マニュアルを作成し、実施後に評価・見直しをしたものをマニュアルに残して次年度に活かしています。施設修繕、備品に関しては、毎年職員からの意見も取り入れ、子ども育成課に予算要望しています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	保育所年間行事に関しては年度初めに配布し、昨年までは保護者会総会の場で保護者と共有しています。今年度は緊急事態宣言により、臨時休所になったり、外部（保護者を含む）の入室を禁止したり、中止または延期にする行事が多くありました。延期していた行事は、感染対策をしたうえで工夫し、内容を変更して開催しました。感染症関連についての状況は、おたよりやお知らせボード、保育所cityメールを活用し周知を図っています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	公立18保育所では、所長会議、主幹会議、看護師会議、各年齢別会議、給食委員会等が定期的に行われ、情報共有をしています。 保育所内では毎月、所内会議（所長、主幹、主査）、職員会議（月案、行事、報告）の他、幼児部会、乳児部会、フリー保育士部会、時間外保育員部会を開催し、園長はほぼすべてに参加し、円滑に運営できるようにしています。今年度は新型コロナウイルス感染症関係の臨時会議、部会を頻繁に開催しています。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	全体的な計画を年度末に評価・反省し、次年度に反映しています。また、月の指導計画は月末に評価・反省し、保育の振り返りを行っています。当保育所は所内会議で話し合い、新型コロナウイルス対策のため、保護者の動線と荷物の預かり方法を変更しました。また、お知らせボード、今後の予定を記したクラスボード、週案ボード、外靴の設置場所の改善策が出され、実施しました。 保育士、看護師の自己評価を年2回（クラス別面談、個別面談）行い、円滑に運営できるようにしています。その中で、2歳児のおもちゃ置き場や、センターの柵設置等の改善に取り組みました。給食調理員、所務についても能力評価を年1回（個別面談）行っています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	所内での役割表を作成し、職員に周知しています。所長は職場の責任者として、保護者対応や、保育全般、緊急時対応について、責任を負う立場であることを年度最初の職員会議で伝えていきます。特に今年度は、新型コロナ対策を考えながらの保育所運営となり、所長会で協議を重ねながら対応しています。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	年度始めには職員全体で、保育マニュアルの読み合わせをしています。新型コロナ対策で、新たに決定された市・県・国の方針を所長会議等で受けた場合は、速やかに職員に周知しています。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	所長は定期的な会議（職員会議、所内会議、乳児、幼児、フリー保育士、時間外保育員部会等）の場に全て参加し、課題や要求に対して改善、提案をしています。常に主幹と相談し、主幹、主査を通して、部下の意見などを吸い上げ報告を受けています。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	施設修繕、備品に関しては、毎年職員からの意見を取り入れ、子ども育成課に予算要望し改善しています。修繕、改善については、優先順位をつけて迅速に対応しています。水道の修繕をした際は一度動線を見直し、スムーズに安全に保育ができるよう調整しました。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	越谷市人材育成基本方針に沿って市が採用を行い、研修計画（階層別研修、人権研修等）を立てています。職員の欠員が出た場合は、子ども育成課を通して人事課から、職員募集を行っています。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	年に１回、子ども家庭部長、子ども育成課長、調整幹と所長とのヒヤリングを実施し、職員の状況に配慮した職員配置や異動の協議をしています。職員の年数のバランスを考慮した配置になっています。また、職員について何かあった際には、所長がその都度市に相談をしています。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員は健康記録表に毎日記入し、健康状態を看護師がチェックしています。朝の打ち合わせで職員の状況を把握し、安全に保育できるよう職員を配置しています。また、所長はなるべく残業にならないように声をかけています。

Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	人事課主催の「階層別研修」、子ども育成課主催の保育士を対象とした「子ども育成課研修」、その他の外部研修を研修係が把握し、回覧等で呼びかけ、希望する研修に参加できるように調整しています。年２回の自己評価では、自己評価を基に所長と各職員が面談を行っています。前期では後期に期待すること、後期には次年度に期待することを面談で話をしています。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	所内研修計画を立て、保育所内で研修を行っています。「プールについて」「誤飲誤食、けいれん発作時の救急搬送シュミレーション」「嘔吐物処理法」「エピペン」についての研修は、看護師によって行われています。また、AED研修は消防隊に来ていただき行っています。「日誌の書き方」「保育マニュアルの読み合わせ」「書類確認」については、保育のリーダーである主幹を中心に行っています。発達サポーター研修で「なぜなぜ分析」を年２回行っています。
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	所内研修では職員全体に向けた内容の研修を行っています。また、人事課主催の「階層別研修」、子ども育成課主催の保育士を対象とした「子ども育成課研修」、その他の外部研修を研修係が把握し、回覧等で呼びかけ、希望する研修に参加できるように調整しています。
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	子ども育成課が窓口となり実習生の受け入れ体制を確立しています。保育マニュアルの中に「実習生の受け入れ」という項目があり、それに従い実習生担当の主幹や主査がオリエンテーションや実習プログラムを組んでいます。実習生との反省会には、入ったクラスの担任も出席し実習生の育成に取り組んでいます。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	越谷市個人情報保護条例に基づき、公文書に記録されている個人情報の開示が請求できるようにしています。重要事項説明書に保育内容に関する相談・苦情の担当や、市の相談窓口を掲載しており、入所時に説明しています。玄関にも相談・苦情窓口を掲示し、ご意見箱も設置しています。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	県や市の行政監査を定期的に受け、公立保育所では毎年1か所が第三者評価を受けています。入所時の説明と共に、情報開示のため、毎月の保育所のおたより、給食献立表、給食だより、保健だより等を配布しています。お散歩マップや地区の防災マップを廊下や掲示板に貼り、散歩ルートや避難場所を明確に示しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	保育所内地域子育て支援センター事業として一時預かり保育、園庭開放、子育て相談、絵本貸し出し等を行っています。地域子育て支援センターでは主幹が情報誌を作成し、図書館、児童館等計12か所、公立保育所17か所、等に配布しています。ポスターや子育てネットでその都度事業のお知らせをしています。ポスターは図書館、児童館、保健センター、地区センターなど計12か所に貼り出しを依頼しています。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	市の「学生ボランティア受け入れ」マニュアルに沿って対応しています。絵本の読み聞かせ、わらべうたあそび、交通安全については受け入れを行っています。クリスマス会では子ども育成課の職員にサンタクロース役をお願いしています。今年度においては新型コロナに配慮しながら受け入れを行いました。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	子どもたちのかかりつけ医や近隣の病院がすぐわかり、速やかに対応できるよう一覧を作成しています。また、市役所や児童相談所、児童発達支援センター、保健センターとも連携を図っています。「親子連続講座」を保育所近くの2つの地区センターと共催で開催し、内容確認や連絡事項のすり合わせを行いました。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域子育て支援センターが主となり、センター事業を通して地域の方の子育てを支えています。事業参加者・利用者が話しやすいよう、職員は傾聴を心掛け、子育ての相談を受けています。園庭開放、子育て広場、行事参加など保育所児との交流や保育所の雰囲気味わう機会を設けています。今年度は新型コロナ対策のため、保育所児との交流機会はないものの、センター独自で事業を実施しています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	今年度は、新型コロナ対策をとりながらの事業実施の仕方について検討を重ね、安全対策をとった上でセンター事業を実施しています。「子育て講座」「親子連続講座」においては最後にアンケートをとり、地域の方の声を把握しその後の事業に活かしています。「離乳食講座」はアンケート結果を基に導入が決まり、開催に至りました。アンケートの他にも、「園庭開放」「子育てサロン」「子育て広場」において地域の方と直接会話をす中で、ニーズを聞いています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員全員が所持している保育マニュアルに「保育者としての理念と態度」があり、新年度始めの所内研修で読み合わせすることで、職員に周知しています。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	保育マニュアルの「保育者としての理念と態度」の中に、守秘義務について明示してあり、4月の所内研修で読み合わせて周知しています。子どもや保護者の個人情報等は、事務所のキャビネットに保管・管理しています。また、保育所内でのスナップ写真の掲示や誕生日表の名前の掲示等に関しては、重要事項説明書の個人情報の取り扱いの中に記載してあり、同意を得て行っています。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	入所希望者の為の一斉見学会では施設の資料を配布し、所長・主幹・主査などが概要の説明と施設案内を行い、質問などにも丁寧に答えています。一斉見学日以外にも希望があれば、随時所長対応で、見学を受け入れています。 子育て支援センター利用希望者には、子育てネットや情報誌の配布、ポスターの掲示などで情報を提供しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所が内定した保護者への入所説明会では、「重要事項説明書」と「保育所生活のお知らせ」の配布と内容の詳細を説明し、周知しています。入所時には家庭訪問を行い、家庭環境や子どもの成育歴、保護者の状況などを把握しています。今年度は、新型コロナの関係の臨時休所や給食費軽減、行事中止・変更等のお知らせを、cityメールや手紙などで伝えました。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	子どもが転所される際は、情報の引継ぎを行っています。市内の移行に関しては、子どもに関する書類についても引継ぎが行われ、転園先においても継続した保育サービスが受けられるように配慮しています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	行事ごとの反省は、行事マニュアルや会議録に記入し、次年度に活かしています。行事のアンケート結果や保護者からの意見を職員間で共有し、更なる改善を検討しています。意見についての回答を廊下に貼り出し、アンケートへの返答としています。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	重要事項説明書で、保育内容に関する相談・苦情担当や、市の相談窓口を掲載しています。玄関に相談・苦情窓口について掲示されています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	日頃の保護者とのコミュニケーションを大切に、送迎時の会話や連絡帳、個別面談、保育士体験等で、相談や意見を話しやすい関係を築いています。また、相談室を活用し随時対応しています。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの相談や意見などがあった場合は、所長や主幹等を中心に対応や改善策を職員会議で話し合い、回答しています。また、苦情・相談シートに記入し、記録を残しています。忘れ物防止など、すぐに対応出来るものについては迅速に対応しています。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	毎月、当番の職員と庶務が室内安全点検、遊具点検を行い記録し、安全に配慮しています。乳児睡眠時呼吸状況チェック表を付け、突然死症候群対策をしています。 また、年間避難訓練計画を策定し、様々な災害への訓練を実施しています。ヒヤリハットが発生した時は、各教室にあるヒヤリハット記録を残し、ヒヤリハット表として発生場所を示して見える化し、職員全員に周知しています。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	保育所共通の「保健マニュアル」があり、所内研修の場で周知しています。今年度は、新型コロナ対策が多く講じられ、①保護者の入室禁止。②送迎の出入口を定めることで密の回避。③保護者には毎日の検温、マスク着用、施設の出入りの際には手指消毒の協力。④児童、職員の毎朝の検温チェック、児童の日中1回の検温チェック。⑤0～2歳児は、登所時の手洗い。3歳児以上は登所時の手指消毒。3歳児以上は室内でのマスク着用。⑥保育室は、窓を開け常に換気。⑦3歳児以上の午睡時の布団を、コットに変更。⑧乳児組のおもちゃの毎日の消毒。幼児組のおもちゃの週末消毒。などといった対応に取り組んでいます。
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	基本的には保護者全員に登録していただいた越谷cityメールや保育所cityメールで、災害時発生時の情報が一斉配信される仕組みになっています。大きな災害を想定し、2次避難場所の萩島地区センターへの避難訓練、保護者参加の引き渡し訓練を年間避難訓練計画の中に取り入れています。

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	越谷市共通の「保育マニュアル」「保健マニュアル」があり、これらに沿った保育内容となっています。また、地域の子育て支援センターが併設しており、「支援センターマニュアル」に沿って、子育て支援をしています。保育所独自の「行事マニュアル」などもあり、行事の際に活用しています。さらに、「保育所のしおり」には、重要事項説明書が含まれており、入所する保護者に配布しています。また、「保育目標」を玄関に掲示しています。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	公立保育所で共通するマニュアルに関しては、所長会、主幹会、看護師会で各保育所からの意見や行政からの情報共有を受け、内容の確認、検討をしています。保育所独自の基準に関しては、日常の保育や行事の内容を検討し、保護者アンケートの結果を受けて改善を加えています。また、「早遅保育マニュアル」は、適宜検討し改定を進めています。さらに今年度は新型コロナ対策を迅速に実施できるよう、検討を重ねて進めています。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	新入所児の「健康調査票」「児童調査表」を保護者に提出頂き、担任保育士が家庭訪問を行って個別の状況を把握しています。この情報も日常の指導内容に盛り込み、保護者と担任で共有しています。また、各年齢別に「年間保育指導計画」を作成し、月別および週別の指導計画に反映しています。さらに、成長へのより細やかな配慮が必要な子どもにおいては、個別の指導計画を作成しています。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	各年齢別の「年間保育指導計画」を基に「月間保育指導計画」や週案を作成しています。この内容については、定期的に各担任、乳児別、幼児別、全体での会議において見直し・検討を行い、次月や次週の指導計画案に活かしています。各担任は、日常保育の記録および反省をもとに週、月ごとの指導計画を作成しています。別途、季節ごとの行事や避難訓練などの指導計画も定期的に評価と振り返りをしています。今年度は、新型コロナ対策のため速やかに臨時会議を設け、具体的な対策を検討して支援を行っています。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	毎朝の打ち合わせで保育に必要な情報、特に前日からの申し送りやアレルギー食関連などの情報共有を行っています。また、一人ひとりの子どもの様子は、保護者と共有をするために3歳未満児においては連絡帳を利用しています。幼児クラスでは、毎日の体調管理を健康カードで行い、クラスボードで保育内容と子どもの様子を伝えています。さらに、1週間の保育内容の予定案を掲示し、保護者が保育内容を確認できるようにしています。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもに関する日常保育の記録簿や個人に関する情報はすべてキャビネットに入れ、鍵で管理し、3重のチェック管理体制にしています。このキャビネットに収納している「児童票」・「保育指導計画」・「保育日誌」などの個人に関する帳簿類の持ち出しは原則禁止です。保育室への持ち出しの際には、所長や上席の職員の許可を得ています。また、パソコン入力の記録簿も多くなってきましたが、暗証番号と指紋認証を設けていることで使用制限を加えています。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	市の保育理念や保育指針に基づいて、萩島保育所の理念や保育指針を作成し、玄関前に掲示しています。毎年の子どもの状態に合わせて、各年齢別保育指導計画を作成しています。この内容は、年間指導計画や月間指導計画、週案などに反映しています。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	保育所は季節や気温に応じて子どもが快適に過ごせるように床暖房や冷暖房器具を利用をしています。今年度は新型コロナ対策に伴う生活環境の見直しをしながら、子どもの成長を促すように工夫をしています。いかに通常の保育が継続するか、3密を避けられるかなどの話し合い、試行をしつつ、現在の体系での保育を行っています。また、夏のプールでは、クラス単位での水遊びにしたうえで日除けや囲いをして行いました。特に、時間帯が重なる場合は別のたらいを用意したり、日ごとに交代するなどの調整し、水遊びができるように工夫しています。また、子どもの好きな外遊びが可能になるように、子どもの年齢と時間帯などの調整をしてのびのび遊べるようにしています。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	保育所での集団生活と遊びに慣れ、無理なく過ごせるように対応しています。子どもの成育歴や家庭環境が個々によって異なるため、担任が窓口になり、全員で子どもの成長を支援しています。幼児クラスでは、言語や行動での訴えが明確になっているため、子どもの気持ちを受け止めつつ、集団生活での関係性を築きながら成長を支援しています。この内容も保護者に情報共有し、子どもの成長を確認してもらっています。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	一人ひとりの子どもの成長を把握するようにしています。授乳が必要な乳児もいるため、発達に見合った援助ができるように保育士は協力し合っています。個別支援が必要な子どもへの支援は、離乳食の回数や午睡の時間帯など、家庭の子育てを参考にしつつ、集団生活に馴染むようにしています。スプーンや箸の使用については、子どもの成長を見守りながら導入し、概ね2歳児の後半から始めています。子どもの指先や上腕などの動きを遊びにも取り入れて力をつけるように工夫しています。3歳以上児になると生活習慣を徐々に獲得してきますが、社会的マナーも併せて伝えています。乳児に対しては、自分でやろうとする意欲が芽生えるような支援をしており、できた体験を積み上げて自信になるような声かけと援助をしています。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子どもの気持ちを尊重して、遊びに柔軟性を持たせています。子どもの年齢によっても異なりますが、3歳未満児は自ら這う・立つ・歩くことができるよう、安全な環境を整えています。また、子どもの遊びたい思いを汲み取りながら遊びの満足度が高まるようにしています。3歳以上児は、子どもたちの発言も活発になりますので、一人ひとりの遊びと集団での遊びが出来るような教材と環境を用意しています。自ら訴えることや他児に迷惑をかけない言動を指導しつつ、遊びたい遊具などを自ら用意させる等、子どもの遊びの創意工夫を見守りながら援助をしています。さらに玄関先にある絵本や紙芝居の貸し出し、親子での会話が深まるようにしています。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>今年度は途中入所もあり、月齢差が大きい状態です。そのため、担任同士が連携し、一人ひとりの生活と遊びの機会を保障しています。それにより、生活リズムが整い、乳児としての探索行動が出てきますので、安全に動けるような環境を整えています。また、喃語の成長と共に言語も耳にしていけますので、担任が一人ひとりの乳児の感情や欲求に対して声をかけ、応えながら援助をしています。乳児とのスキンシップ十分に取り、安心して過ごせるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児は行動範囲が広がるため、それに応じた環境設定をしています。特に戸外での遊びとして、幼児クラスの所庭を利用したり、近隣の田畑のあぜ道を散歩しています。また自我も強くなるため、やってみたいという気持ちを大切に、一人ひとりの訴えに合わせて応えています。特に生活習慣の定着については、やりたい気持ちを保ち、見守りつつ支援しています。しかし同時に、他の子どもとのトラブルも発生しやすい時期でもあるため、担任が橋渡しをしながら援助をしています。このように活発な活動を提供している一方で、静かに絵本を読んだり、ふれあい遊びなども体験できる環境を併せて整えています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>周りの自然環境を活かし、子どもの観察眼や発見なども育てています。また、自然とのふれあいで得られる知識を図鑑などで補っています。例年は季節の野菜を育てて収穫し、調理をするなどの体験を行っていましたが、新型コロナ予防のために縮小し、各学年単位で夏野菜を育て、給食室で調理してもらったり、年長組は収穫したじゃが芋で「いももち」を作って食べる等、工夫して食育に繋げました。 身体づくりでは、継続的にリズム運動を取り入れており、運動面での身体的な発達の確認と脳の神経系への刺激も行っています。また、関心のある身の回りのことを探す・確認するなどの力もつけています。「ごっこ遊び」を通しての社会性を身につけ、小さい子どもとの関係づくりや関わり方なども学んでいます。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮の必要な子どもへの支援は、巡回指導として専門職の視点から具体的な指導を受けています。保育所での様々な場面ごとに、適した対応が何か、確認を取っています。この内容は、担任だけにとどまらず他クラスの保育士も学んでいます。疾病を持つ子どもへの配慮も、保護者と共に確認し合いながら保育所での生活を楽しめるようにしています。スロープ状になっている箇所が多くある保育所であり、補助用具を使いながら子ども自身の力で活発に動き回っています。また、子どもの成長発達などに配慮をしたい子どもへの巡回指導もあり、記録を基に、より良い支援ができるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育は基本0歳児、1-2歳児と、幼児クラスで分かれて行っています。子どもの身体や遊びへの意欲に見合った区分になっています。人数が多い時には、他の職員が応援に入り、子どもの数が少なくなると異年齢で交流できるようにしています。延長保育においては「延長保育年間指導計画」を作成しており、どの保育士が入っても子どもの姿の確認をしながら適切な対応をしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>例年「幼保小連絡会」に参加し、情報を得たり申し送りを行っています。今年度は新型コロナ対策のため、電話での実施となり、個別に情報交換をしています。また、年長児は年明けから午睡をなくし、学校の生活リズムに慣れるようにしています。さらに、担任が選んだ「文字ワーク」を活用し文字に慣れていきます。保護者には、4歳児クラスの後半には県から配布される「3つのめばえ」を利用し、就学準備について周知しています。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に「健康調査表」を保護者から提出していただき、これを基本にして子どもの健康管理をし、体調の変化や気になる健康状態について随時保護者との確認をしています。子どもが発熱した際には静養室にいてもらい、看護師が付き添って様子を見つつ、保護者の指示を仰いでいます。 感染症予防として、手洗いとうがいの指導は子どもが乳児の頃から実施しており、今回の新型コロナ対策の子どもへの負担は最小限になるよう工夫しています。保育士はより丁寧に検温を行うとともに、登所における衛生面の指導を行っています。保護者と共に子どもの健康に留意するために「ほけんだより」も隔月で発行し、健康に関する情報提供をしています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断や歯科検診など、定期的に医師の診察の機会を設けています。健康診断は3歳児以上は年に2回、0歳児から2歳児までは毎月受けています。また、6月には全員が歯科検診を受けています。これらの結果については、その都度保護者に知らせています。また、例年は歯科検診後5歳児が歯科指導を受けています。今年度は、新型コロナの影響で口腔指導ができなかったため、職員が代わりに絵本などの教材を使うなど、工夫して対応しています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギーの疾患を持つ子どもについては、所長、担任、看護師、栄養士、調理員で事前に医師の診断書を基にアレルギー除去食品を確認しています。また、毎月栄養士の指示書を用意し、保護者と事前の献立をチェックしています。さらに職員は、「アレルギー疾患の子どもの対応」マニュアルに沿って、毎日の給食や行事などに伴う食物へのチェックを行います。食材の購入、調理の手順など細やかに決めて行き、子どもの食事への提供までに、目視など5段階のチェック体制を取っています。各クラスにおいてもテーブル、椅子などを区別して安全に食事をとれるようにしています。 また、慢性疾患児については、事前の打ち合わせを丁寧に行うようにしています。毎日の食物に関しては専用の冷蔵庫とレンジを用意しており、弁当の保存等の対応は、看護師および担任が行っています。この内容は他の職員間でも共有しながら支援しています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の食事の内容を子どもが確認できるよう、給食室の脇にボードで知らせています。給食サンプルも掲示しているため、保護者が献立を確認する際に役立っています。毎月の献立表および「給食だより」を発行しています。また、子どもが季節の食材を親しみ、郷土の料理を意識するように、献立を工夫しています。子どもの体力と体調、食欲を自分で考慮し、各自が自分の食べられる量の把握をするよう、段階を見ながら支援しています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>当保育所では、子どもが食べる前に検食を行っています。子どもの食べられる量か、子ども用の味付けか、色彩や加熱状態、異物の混入がないかなどの視点で行っています。栄養士も定期的に来所し、子どもの食べ具合や年齢に応じた食材と調理方法、嗜好などの確認をして献立に反映しています。また、市の給食委員会に職員が出席し、献立に関して話し合いの場を持っています。今年度は調理員が参加しています。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	子どもの保育所での生活については、個別の連絡帳や健康だより、およびクラスのボードにて情報共有しています。また、3歳未満児は「乳児だより」、3歳以上児は「幼児だより」をそれぞれ発行しています。一人ひとりの様子は、保護者に送迎時および個別面談を利用して個別に話をしています。保護者会総会時には所長と主幹および保護者会の役員との話し合いの場を設けています。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者に保育内容や子どもの様子を知ってもらうために、昨年までは6月か7月にクラス懇談会と保護者会を開催しています。また、各クラスの保育参観や保育士体験なども行っています。今年度は新型コロナ対策のために中止していますが、個別面談は予定しています。 運動会などの行事では、幼児クラスのみが保育参観となりましたが、乳児では戸外で親子競技を実施しました。これらの取り組みについて保護者にアンケートを取ったところ、保護者からは、密接にならないようにしながらも保護者同士の関係が作れたとの良い反応がありました。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	職員は「虐待防止対応マニュアル」を確認しています。所内研修の場でも虐待について学んでいます。また、子どものお着替えの際に職員が体を確認し、気になる状態を発見した時は、職員間の共有と共に主幹・看護師・所長への報告をしています。子どもの姿も含めて気付いた内容を記録し、保護者との確認を行い、必要に応じて関係機関を通しての連携を図っています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	各階層の職員間において、保育内容や保育に関する指導計画、その他の業務の確認と意見交換をしています。更に適宜所長も確認しています。また、各職員は越谷市独自の年2回の自己評価をし、振り返りを行っています。所長はこれらの資料をもとに個別面談をして、振り返りと指導を行っています。